

# 蓮田市 防犯カメラ設置補助金 Q & A (よくある質問と回答)

令和7年5月20日更新

Q 1 補助金の目的は何ですか。

A 1 防犯対策の強化と消費下支え等を通じた生活者支援を図ることが目的です。

Q 2 補助の対象となる住宅はどのようなものですか。

A 2 申請者が居住する戸建て住宅で、併用住宅、付属屋を含み、長屋、共同住宅、別荘を除きます。

Q 3 補助金の交付を受けることができる対象者を教えてください。

A 3 次の条件を全て満たしている方が対象です。

- ア 申請日現在において蓮田市内に居住し、住民登録していること。
- イ カメラを取付け予定の住宅が借家の場合、住宅所有者の同意を得ていること。
- ウ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- エ 本人及びその世帯員に、蓮田市税の滞納がないこと。
- オ 本人及びその世帯員が、暴力団員でないこと。

Q 4 補助の対象となる防犯カメラはどのようなものですか。

A 4 補助対象は、防犯カメラと画像データ記録装置が一体又は有線接続され、次の条件を全て満たしているものです。

- ア 夜間撮影が可能
- イ 24時間以上継続録画ができる
- ウ 申請日時点で、購入済み、契約済み、注文済みではない
- エ 他の公的機関等が行う補助を受けていない
- オ リース品でない

Q 5 補助対象には工事費や工事資材も入りますか。

A 5 補助金対象経費は、防犯カメラ、画像記録装置、設置に必要な部材の購入費及び設置工事費です。ただし、領収書がない費用は除きます。

Q 6 補助金の額はいくらですか。

A 6 申請者1人につき、対象経費に対する補助率が2分の1、補助上限額は3万円です。

**Q 7 補助金の計算はどのような方法ですか。**

**A 7 次のとおり、税込みの補助対象経費を合計し計算します。**

**計算式＝補助対象経費合計額×1／2＝補助金額（千円未満切り捨て）**

**Q 8 補助金の申請は、どこにすれば良いですか。**

**A 8 「蓮田市防犯カメラ設置補助金交付申請書」に、必要書類を添えて郵送または、危機管理課窓口まで申請をして下さい。**

**必要書類**

**ア 防犯カメラ設置に係る見積書、内訳のわかる明細等の写し**

**イ 防犯カメラの概要がわかるカタログ等の写し**

**ウ 防犯カメラの設置補助金の同意書**

**エ 住宅等の所有者以外の者が申請する場合は、防犯カメラ設置に係る住宅等所有者の同意書（様式第3号）**

**オ 代理人が申請する場合は委任状（受任者の本人確認書提示を含む。）**

**Q 9 防犯カメラの設置を考えています。まずは何をすればよいですか。**

**A 9 広報はすだ5月号をご覧ください。その上で、申請を行おうとする場合は、申請書などの必要書類を準備して下さい。**

**Q 10 補助金の申請する場合は、事前に市に連絡する必要がありますか。**

**A 10 補助金の予算は限度があります。申請は先着順となり、予算額に達した場合は受付を終了しますので、ご心配な場合は、申請が可能かお問い合わせください。**

**Q 11 申請書はどこで手に入りますか。**

**A 11 市役所危機管理課、蓮田駅西口行政センター、中央公民館・関山分館、図書館、勤労青少年ホーム、ハストピア、コミュニティーセンター、農業者トレーニングセンターに置いてあります。**

**Q 12 自治会などの団体で申請することはできますか。**

**A 12 今回の補助金は、犯罪者に狙われやすい戸建て住宅を対象として、個人に補助するため、団体での申請はできません。**

**Q 13 共同住宅に設置することはできますか。**

A 1 3 今回の補助金は、犯罪者に狙われやすい戸建て住宅を対象としているため、共同住宅や長屋は補助の対象としていません。

Q 1 4 滞納はどのように調べるのですか。

A 1 4 申請時に提出いただく「防犯カメラの設置補助金の同意書」に基づき、蓮田市収納課において、申請者本人に対する蓮田市税の滞納の有無のみ確認いたします。

Q 1 5 新築中の建物に設置する予定で契約済みですが、補助対象になりますか。

A 1 5 申請時に契約済みのものは、補助対象にはなりません。具体的な日付としては、契約日と補助金交付申請書受付日（郵送の場合は市が申請を受理した日）で判定し、同日は不可とします。

Q 1 6 ドアホンに撮影機能がありますが、補助対象になりますか。

A 1 6 対象となる防犯カメラは、夜間撮影機能があり24時間連続して撮影録画が可能であることが条件となりますので、ドアホンは補助対象とはなりません。

Q 1 7 インターネットで購入し、ポイント払いしたものは補助対象になりますか。

A 1 7 実績報告書を提出いただく際に、領収書の写しの添付が必要となります。そのため、領収書が発行されない支払方法は全て補助対象経費とは認められず、補助対象とはなりません。

Q 1 8 インターネットで購入し、自分で取付けしても補助対象となりますか。

A 1 8 なります。ただし、補助金交付申請日までに契約や発注手続きを行ったものは補助対象外となり、領収書が発行される形で購入した場合にのみ補助対象となります。

Q 1 9 防犯カメラは中古品でも補助対象となりますか。

A 1 9 防犯対策を安定的に行う目的で設置するため、できる限り中古品の利用はお控えいただくようにお願いします。

Q 2 0 映像記録はクラウドに保存するものでも大丈夫ですか。

A 2 0 クラウドを利用するための経費は補助対象とはなりませんが、防犯カメラ本体とその設置費は、防犯カメラが補助要件を満たし、クラウドに24時間以上の継続録画機能があり、警察署や市から画像データ提供を求めた際に画像データを提供できるものであれ

ば、補助対象となります。

Q 2 1 自宅にカメラを2台つけても補助対象となりますか。

A 2 1 台数の制限はありませんが、各カメラが補助要件を満たせば補助対象経費となり、補助の上限額は、補助対象経費の2分の1で、最大3万円です。

Q 2 2 申請書の受付は何時から開始する予定ですか。

A 2 2 令和7年6月2日(月)、午前8時30分から、蓮田市役所2階、危機管理課窓口で開始する予定です。

Q 2 3 郵送申請の場合、受付順はどのようになりますか。

A 2 3 毎開庁日に1度、危機管理課に届いた郵便物を確認し受付します。万が一6月2日より前に届いていた場合は、6月2日に届いたものとして受付します。

なお、6月2日の受付開始時は窓口の混雑が予測されますので、郵便物の受付は窓口受付が一段落してから開始する予定です。

Q 2 4 店舗やインターネット等購入しようとする場合、見積書や内訳書が入手できません。どのようにしたら良いでしょうか。

A 2 4 画面のハードコピーや金額が記載されたパンフレットの写しなど、申請書に記載する補助対象経費の内訳がわかるものをご用意ください。

Q 2 5 センサーにより録画が開始する機種を購入を考えていますが、24時間録画し続けられないカメラでも補助の対象となりますか。

A 2 5 延べの録画可能時間が24時間以上の容量がある、画像記録装置を備えていれば補助対象となります。

Q 2 6 申請書を提出してから、交付決定通知書が届くまで何日くらいかかりますか。

A 2 6 申請書を受付してから、交付決定通知を発送するまでに2週間程度と見込んでいますが、できる限り早くお届けできるように対応します。

Q 2 7 申請書に記入する事業着手予定年月日、完了予定年月日が明確に定まりませんが、どうしたら良いですか。

A 2 7 予定の日付となりますので、申請日より後で設置を希望している日付を記入いた

だきますようお願いいたします。

**Q 2 8** 自宅を建築中のため、令和7年12月から令和8年1月頃に、防犯カメラを設置したいと考えていますが、補助は受けられますか。

**A 2 8** 今回の補助事業は、令和7年12月26日までに実績報告書を提出（郵送の場合は必着）していただく必要があります。そのため、申請をいただいてから市が交付決定通知書を送付した後に、契約や設置を行うことを考慮すると、ご質問の期間では補助金交付の対象とはなりません。

**Q 2 9** カメラを購入するお店に申請手続きを依頼することは可能ですか。

**A 2 9** 可能です。その際には申請書の提出時に委任状と、委任した相手の本人確認書類の提示をお願いします。本人確認書類は、個人の場合は委任状に記載された住所、氏名が確認できるもの、法人の場合は法人の代表者又は従業員であることが確認できる書類と、その書類の者本人であることが確認できる本人確認書類が必要です。

**Q 3 0** 防犯カメラはいつまで設置する必要がありますか。

**A 3 0** 交付決定通知書が届きましたら、速やかに契約、購入し設置して下さい。設置をしないまま期間が経過し、実績報告書が令和7年12月26日（金）まで市に届かない場合（郵送の場合は必着）は、補助金交付決定の取り消しをいたします。

**Q 3 1** 申請書に記載した補助対象経費が、実際に防犯カメラを設置してみたら変更となりました。補助金額はどうなりますか。

**A 3 1** 実績報告書を提出いただく際に、添付する必要がある「防犯カメラの設置に係る領収書、内訳が分かる明細等」から、補助対象経費を認定し、その額に2分の1を乗じて千円未満を切り捨てた額（最大3万円）を交付確定額として通知しますが、この額が補助金額となります。

**Q 3 2** 補助金の実績報告書や、補助金の請求書はどこで手に入りますか。

**A 3 2** 「補助金実績報告書」の用紙は、交付決定通知書に同封します。「補助金請求書」は、実績報告書を提出後に市が送付する補助金確定通知書に同封します。

また、例示として市のホームページにも掲載しています。

**Q 3 3** 実績報告書は、防犯カメラの設置が完了してからいつまでに提出する必要がありますか。

A 3 3 実績報告書は、防犯カメラを設置後30日以内又は、令和7年12月26日（金）（郵送の場合は必着）のいずれか早い日までに提出いただく必要があります。

Q 3 2 防犯カメラの設置はいつまでにすれば補助対象となりますか。

A 3 2 実績報告書の提出期限（令和7年12月26日（金）（郵送の場合は必着））を考慮すると、完了予定年月日が令和7年11月30日までのものが、補助対象となり得ます。

Q 3 3 申請書に記載した予定の期間に設置が完了しない場合はどうなりますか。

A 3 3 申請書に記載した期間と、実際に防犯カメラを設置した期日が相違しても、実績報告書が提出期限の令和7年12月26日（金）までに、市に提出（郵送の場合は必着）されれば、補助金の交付対象として手続きを進めます。

なお、期限までに実績報告書の提出がなかった場合は、補助金の交付決定を取り消します。

Q 3 4 防犯カメラの夜間撮影機能とはどのようなものであれば良いですか。

A 3 4 撮影の仕組みは、赤外線撮影や少ない光源を利用した暗視カメラ、撮影用の光源を備えたカメラなど様々ありますが、撮影された夜間の画像を確認したときに、動く物体の姿や形が暗くて判別できない性能のものは、補助の対象外となります。